

河川工事で伐採した樹木の採取希望者を募集します！

～ 河川法第25条を適用した公募型樹木採取の試行 ～

概要

三重河川国道事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、維持管理や環境上の問題となります。

このため、三重河川国道事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っています。

しかしながら、伐採した樹木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の樹木を採取することを希望する事業者(企業・団体)を公募し、河川法第25条の採取の許可を受けて行う河道内の樹木伐採の取り組みを試行いたします。

応募いただいた申請者については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された申請者は、河川法第25条に基づく採取許可申請手続を行っていただきます。

1. 公募期間 令和元年5月27日(月) ～ 令和元年6月17日(月)
2. 採取時期 令和元年7月 ～ 令和2年3月(時期については予定です)
3. 採取場所 三重河川国道事務所管内
4. 添付資料 公募文(その他資料については下記URLを参照下さい。)
http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/grass_clipping/index.html
5. 解禁 指定なし
6. 配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ
7. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
副所長 細野 貴司 河川管理課長 井田 理
電話:059-229-2217 FAX:059-229-2231